

受水槽・高置水槽の清掃について

拝啓 毎々格別のご高配に預かり厚く御礼申し上げます。
さて、前回本案内文をご送信後に、早速、清掃の実施依頼をいただいたオーナー様もおられ、誠に有り難うございます。今回は「水槽の清掃」につきまして、まだご検討中のオーナー様もおられますので、前回と同様の案内文を再送信させていただいております。

私たちが生活していく上で、「飲用水」は欠かすことができないものです。そこで、国において、水道法の適用を受けない「小規模受水槽水道」(受水槽の有効容量が10立方メートル以下の施設)については衛生対策の充実を図るため「飲用井戸等衛生対策要領」が策定されています。衛生的で安全な飲用水を確保するため、1年に1回定期的な水槽の掃除の実施をおすすめしています。

尚、弊社では、今年度も引き続き「水槽の清掃」の注文を承っております。(清掃前・清掃後の写真、公益法人による水質検査結果書を添付致します)

受水槽・高置水槽の大きさにより、清掃費用も変わります。

見積もりをさせていただきますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先 (株)学生ハウジング お客様サポートセンター 075(464)0202

※2000年5月31日の朝日新聞にて本内容に関連する記事がございましたので下記に掲載しております。ご確認ください。

『受水槽の検査義務化』

厚生労働省は、30日の生活環境審議会水道部会懇談会で、マンションなどの受水槽の定期検査をすべての集合住宅に義務付ける方針を示した。現在は、受水槽の水量が10トンを超える大規模な集合住宅、約18万施設が対象だが、5倍近い約88万施設に拡大することになる。大規模施設でも約4割で管理状況が悪く、落ち葉や動物の死がいなどが混入する例もあるといわれるため、小規模な集合住宅でも検査が必要と判断した。厚生労働省は、2001年度に水道法改正案を提出したいとしている。

受水槽や屋上の高置水槽を管理し、定期的な検査を受ける義務を新たに負うのは、マンションの管理組合やビルの所有者など。個人住宅で小さな受水槽を設置する場合も規制の対象になる。受水槽は、上水道の圧力だけでは給水に必要な水圧を得られない場合がある3階建て以上の建物に設置されることが多く、10トンの受水槽で15世帯程度の水をまかなう。

10トン以下の受水槽では、水槽の亀裂や漏水個所の有無、ふたの管理状況など水槽本体のチェックのほか、にごりや臭気、塩素濃度の状態などの水質検査を、数年に1回程度受けることが義務付けられる。検査は水道事業者か事業者から委託を受けた検査機関が実施する。※注1検査費用は2万円程度かかるという。

検査の結果、管理基準に適合していない場合は、設置者に清掃などの改善命令を出し、従わない場合は給水を止めることが出来るようにする。また、検査を受けない場合は百万円以下の罰金を科す。

※注1 清掃代金及び水質検査(11項目)は含まれておりません。別途費用が必要です。

尚、清掃代金、水質検査項目の詳細につきましては後日改めて皆様にお知らせ致します。